

## ボアソナード記念現代法研究所

## I 2018年度 大学評価委員会の評価結果への対応

## 【2018年度大学評価結果総評】(参考)

ボアソナード記念現代法研究所が、複数の研究領域におけるプロジェクトを遂行し、継続的に法政大学現代法研究所叢書をはじめ多くの業績を公表していることは、高く評価できる。また、2つの学外と提携したシンポジウムを開催したことにも、大きな意義がある。さらに、科研費を積極的に獲得している実績も、素晴らしい。

昨年度に成立した質保証委員会の活動に遅れが見られたが、本年度において、重点項目として、本学における他の研究所の手法を学び、本研究所の評価基準・点検方法を検討して実施するとされている点は評価できる。同委員会が機能すれば、研究成果に対する社会的評価に関する年度報告について、数年前の公表成果に対する当該年度の記述も記載することが可能になると期待される。また、本年度から記載が義務化された項目のうち、本研究所と関連する理念・目的、社会連携・社会貢献、2018年度中期目標・年度目標についても、質保証委員会で再検討を行い、運営委員会で承認されれば、より充実した実現可能かつ検証できるものに改善されるであろう。

## 【2018年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

質保証委員会の活動本格化が課題となっていたため、2018年度に質保証委員会の実施する作業を具体的に定め、2019年度の質保証委員を選出した。2019年度は、質保証委員会の作業を着実に実施したい。

## 【2018年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

昨年度に指摘された質保証委員会に関する問題について、2019年度になって委員が選出され、具体的な作業が実施されることになったことは、評価できる。しかし、本来は、2017年度において、その活動を本格化させる予定であったことから、本年度においては、従来の遅れを取り戻すべく、的確な点検・評価が実施されることが望まれる。

## II 自己点検・評価

## 1 研究活動

## 【2019年5月時点における点検・評価】

## (1) 点検・評価項目における現状

1.1 研究所(センター)の理念・目的に基づき、研究・教育活動が適切に行われているか。

2018年度の活動状況について項目ごとに具体的に記入してください。

## ①研究・教育活動実績(プロジェクト、シンポジウム、セミナー等)

※2018年度に実施したプロジェクト、シンポジウム、セミナー等について、開催日、場所、テーマ、内容、参加者等の詳細を箇条書きで記入。

## 【プロジェクト】

- ・法史学「判例を通じてみたイギリス法—歴史的経緯と現代との架橋—」
- ・社会法「クラウドソーシングの進展と社会法の近未来」
- ・現代法システム「一般社団法人および一般財団法人に関する法律の逐条研究」
- ・現代法システム「現代国際社会における立憲主義をめぐる西欧と東アジアの対話」
- ・現代法システム「公的規制の法と政策—ネットワーク産業を中心に」
- ・現代法システム「行政紛争の処理に関する適切な法の解明—国家と個人の関係の現代的変容を背景として」
- ・都市法「会社法と金融商品取引法との交錯とコーポレート・ガバナンス論の新展開」
- ・国際関係「現代国際秩序における正統性の相克」

## 【シンポジウム・セミナー】

<社会法「クラウドソーシングの進展と社会法の近未来」>

- ・国際ワークショップ「比較からみた〈プラットフォームエコノミーと労働法〉—日本とイギリス—」法政大学市ヶ谷キャンパス、2019年3月25日。

<国際関係「現代国際秩序における正統性の相克」>

- ・国際ワークショップ「中国の対香港・台湾工作—その実態と影響力」、法政大学市ヶ谷キャンパス、2019年1月26日。

<現代法システム「公的規制の法と政策—ネットワーク産業を中心に」>

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

・シンポジウム「自治体議会改革は社会とどうつながっているか?」、法政大学市ヶ谷キャンパス、2018年7月29日。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・2018年度活動報告書。

②対外的に発表した研究成果（出版物、学会発表等）

※2018年度に刊行した出版物（発刊日、タイトル、著者、内容等）や実施した学会発表等（学会名、開催日、開催場所、発表者、内容等）の詳細を簡条書きで記入。

【図書】

- ・西田幸介編著、『行政課題の変容と権利救済』法政大学現代法研究所叢書45号、法政大学出版局、2019年3月。
- ・赤坂正浩共著、『憲法1人権・第7版』（渋谷秀樹・赤坂正浩）有斐閣、2019年3月。
- ・赤坂正浩共著、『憲法2統治・第7版』（渋谷秀樹・赤坂正浩）有斐閣、2019年3月。
- ・建石真公子共編著、『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』信山社、2019年3月。
- ・多田英明、「33 テリアソネラ事件 運営条約102条「支配的地位に濫用」マージン・スクイーズ」、中村民雄・須網隆夫編著『EU法基本判例集〔第3版〕』日本評論社、2019年3月、272-279頁。
- ・Madoka Fukuda, “The Japan-Taiwan Relationship Under the Tsai Ing-wen Administration,” in Wei-chin Lee ed., Taiwan’s Political Re-Alignment and Diplomatic Challenges, Palgrave Macmillan, 2019, pp. 297-322.
- ・栗田誠、「独禁法の行政的エンフォースメントの課題—公取委による「安上がりな」法実現の現状とその評価」、上杉秋則・山田香織編著『独禁法のフロンティア—我が国が抱える実務上の課題』、商事法務、2019年1月、第1章2-41頁。
- ・建石真公子共編著、『スポーツ法へのファーストステップ』法律文化社、2018年12月。
- ・赤坂正浩、「装蹄法による職業規制の合憲性」、ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅳ』、信山社、2018年10月、198-202頁。
- ・濱野靖一郎共編著、『浦野匡彦伝 上毛かるた生みの親の生涯』みやま文庫、群馬県立図書館、2018年9月、59-76頁、88-104頁
- ・原田一明、「憲法49条～64条」、辻村みよ子・山元一編『概説 憲法コンメンタール』信山社、2018年6月、250-275頁
- ・建石真公子共著、『よくわかるスポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房、2018年5月発行。
- ・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l’ émergence d’ un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l’ homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto (sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, pp.237-258.
- ・Satoru Mori, “US Leadership in maritime Asia: a Japanese perspective on the rebalance and beyond,” in Michael Heazle and Andrew O’ Neil eds., China’ s Rise and Australia-Japan-US Relations: Primacy and Leadership in East Asia, Cheltenham: Elgar, 2018, pp. 119-142.
- ・Yuichiro Miyashita, “Jean Monnet et les conflits sino-japonais des années 1930, ” in Gérard Bossuat, Jean Monnet et l’ économie, Peter Lang, 2018.

【論文】

- ・福田円、「中国とカナダの国交正常化交渉—西側諸国との関係改善と『一つの中国』原則の形成」、『国際政治』195号、2019年3月、27-42頁。
- ・濱野靖一郎「『思想詩』としての漢詩—王安石「衆人」を題材に—」、『三島中州研究』第7号（二松学舎大学三島中州研究会）、2019年3月、83-96頁。
- ・田中佐代子、「非国家行為体に対する越境軍事行動の法的正当化をめぐる一考察—『領域国の意思・能力の欠如』理論（‘unwilling or unable’ doctrine）の位置づけ—」、『法学志林』116巻2・3号合併号、2019年2月。
- ・建石真公子、「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」、『比較法研究』80号、2019年1月、217-223頁。
- ・宮下雄一郎、「フランス外交と日本をめぐる国際関係、一九四五—一九六四年」、『松山大学論集』第30巻第5—1号、2018年12月。
- ・通山昭治、「中国『党憲』体制とその構造」、『比較法雑誌』第52巻第3号、日本比較法研究所、2018年12月。
- ・大内憲昭、翻訳「朝鮮人権研究協会報告書(1)」、関東学院大学人文学会『紀要』第139号、2018年12月、81-146頁。
- ・赤坂正浩、「『第三の性』決定」、『自治研究』94巻12号、2018年12月、144～152頁。
- ・赤坂正浩、「日本の立憲主義とその課題」、『公法研究』80号、2018年10月、45～68頁。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

- ・ 國分典子、「植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開」、『国際日本文化研究センター国際シンポジウム報告書』第51集、2018年10月、31-40頁。
- ・ 毛塚勝利・石田眞・浜村彰・沼田雅之「クラウドワーカー研究の現段階—比較法研究・PFヒアリングを踏まえての中間的総括」、『季刊労働法』262号（秋号）、労働開発研究会、2018年。
- ・ 高橋滋、「もんじゅ事件上告審判決 - 原子炉設置許可無効確認訴訟の原告適格」、『別冊ジュリスト環境法判例百選（第3版）』、2018年9月、2頁、198頁。
- ・ 濱野靖一郎、「漢学的政治学の実践 — 実務官僚川路聖謨の思想」、『年報政治学』2018年I号（日本政治学会）、2018年9月、315-339頁。
- ・ 原田一明「わが国の国会運営と二院制」、『立教法学』第99号、2018年8月、254-282頁。
- ・ 浜村彰「プラットフォームエコノミーと労働法上の課題」、『労働調査』577号（8月号）、2018年。
- ・ 浜村彰「曖昧な雇用をめぐる労働法上の課題」世界の労働2018年5号、日本ILO協議会。
- ・ 建石真公子、「同性愛者の権利（LGB・SO）保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」、平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告II『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年5月、8-19頁。
- ・ 高橋滋、「原子力規制法制の現状と課題」、『法学論叢（大韓民国・全南大校法學研究所）』38巻2号、2018年、16頁、265頁。
- ・ 原田一明、「憲法と天皇：憲法70年変わったことと変わらないもの」、『憲法問題』29号、2018年4月。
- ・ Satoru Mori, “U.S. Defense Innovation and Artificial Intelligence,” Asia Pacific Review, Vol. 25, No. 2 (Fall 2018), pp. 16-44

#### 【学会発表等】

- ・ 青木宏治、(研究会報告)「障がい者の権利の憲法的定置とその課題—予備的視点」、障害年金研究会、赤煉瓦文化会館（福岡県福岡市）、2019年3月19日
- ・ Satoru Mori, “The U.S. Perspective on the Indo-Pacific and Japan-U.S. Relations,” 王立防衛・安全保障研究所（RUSI）シンポジウム（英国・ロンドン）、2019年2月8日。
- ・ 鳥居昭夫、「過酷事故が起きる可能性のあるプロジェクトの遂行について」、マーケティング論・産業組織論・ビジネス経済学ワークショップ、南山大学経営研究センター（愛知県名古屋市）、2019年1月27日。
- ・ 建石真公子、「ヒト生殖細胞ゲノム編集に関する法規範定立において考慮すべき人権の考察」、日本生命倫理学会 学会企画シンポジウム報告、京都府立医科大学（京都府京都市）2018年12月9日。
- ・ Satoru Mori, “U.S. Domestic Politics and its Implications and Prospects,” 日・インドネシア国交樹立60周年記念シンポジウム（インドネシア・バリ）、2018年11月29日。
- ・ 宮下雄一郎、「外政家としてのロベール・シューマンの思想—キリスト教・反共産主義・欧州統合」、日本国際政治学会2018年度研究大会、部会②：キリスト教民主主義と欧州政治 - 歴史的な考察を踏まえての再検討、大宮ソニックシティ（埼玉県さいたま市）、2018年11月2日。
- ・ Satoru Mori, “Opportunities and Challenges in the Indo-Pacific: A Japanese Perspective on Great Power Dynamics,” ファンカルロス大学シンポジウム（スペイン・マドリード市）、2018年10月10日。
- ・ Madoka Fukuda, “The Frontline of Taiwan’s Sustainable Diplomacy: The Japan-Taiwan Relations after Taiwanese Democratization,” The 15th European Association of Taiwan Studies Annual Conference、チューリヒ大学（スイス・チューリヒ市）、2018年4月4日。

#### 【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ 2018年度活動報告書。

#### ③研究成果に対する社会的評価（書評・論文等）

※研究所（センター）がこれまでに発行した刊行物に対して2018年度に書かれた書評（刊行物名、件数等）や2018年度最近の研究所刊行物（下記）に関する書評はなし。

（参考）現代法研究所叢書

- ・ 『行政課題の変容と権利救済』（2019年3月発行）
- ・ 『自治体議会改革の固有性と普遍性』（2018年3月発行）
- ・ 『現代総有論』（2016年12月発行）

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

<p>・『金融商品取引法の新潮流』（2016年3月発行）</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし。</p>
<p><b>④研究所（センター）に対する外部からの組織評価（第三者評価等）</b></p> <p>※2018年度に外部評価を受けている場合には概要を記入。外部評価を受けていない場合については、現状の取り組みや課題、今後の対応等を記入。</p> <p>2018年度末に開催された質保証委員会において、2019年度より以下の作業を実施することが決まった。なお、2019年度質保証委員会の委員3名は選出済み。</p> <p>・質保証委員会は毎年度末、大学評価室に提出前の自己点検・評価報告書を確認し、その内容をまとめ研究所長に提出する。特に今後取り組むべき課題を指摘する。</p> <p>・質保証委員会の委員は3名とし、現法研の運営委員・研究員の経験者の中から選出する。</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし。</p>
<p><b>⑤科研費等外部資金の応募・獲得状況</b></p> <p>※2018年度中に応募した科研費等外部資金（外部資金の名称、件数等）および2017年度中に採択を受けた科研費等外部資金（外部資金の名称、件数、金額等）を簡条書きで記入。</p> <p>&lt;2018年度中の応募&gt;</p> <p>科研費：15件（うち分担者として10件）</p> <p>&lt;2018年度中の採択&gt;</p> <p>科研費：3件</p> <p>・基盤研究A 他機関研究代表者 1件</p> <p>・基盤研究B 研究代表者 1件 13,200千円（研究期間総額）</p> <p>・基盤研究B 他機関研究代表者 1件</p> <p>&lt;2018年度継続&gt;</p> <p>科研費：14件</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし。</p>

## (2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし。（最適な状態で研究活動を実施している。）	

## (3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし。	

**【この基準の大学評価】**

現代法研究所のプロジェクト、シンポジウム・セミナー等は、継続的に複数の企画が運営され、高い成果を挙げていると評価できる。なお、昨年度、自己点検・評価シートに記述された研究成果以外にも多くの論文等が公表されている点が指摘されたことを受け、2019年度は所属メンバーにより公表された図書、論文及び学会発表が網羅的に記述されるようになった。これだけ多くの成果を挙げていることは、高く評価されるものである。今後も、このように正確に公表された成果を記述することが望ましい。なお、近年の4冊の現代法研究所叢書に対する書評がないと報告されているが、いずれも優れた業績であることから、その評価について関係学会等に働きかけて評価を受けていくことも考えられる。第三者評価については、質保証委員が具体的に選出されたことから、本格的な点検・評価が行われることを期待したい。最後に、科研費等外部資金の応募・獲得状況については、応募・採択・継続のいずれについても優れた結果を生み出しており、高く評価できる。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

## III 2018 年度中期目標・年度目標達成状況報告書

No	評価基準	研究活動
1	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトベースの研究活動の一層の活性化</li> <li>特にボアソナード博士関連の資料の収集</li> <li>研究成果の叢書としての着実な刊行</li> <li>所蔵資料の整理・保管</li> </ul>
	年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトごとの研究活動の充実（研究会やシンポジウム等を頻繁に開催する）。</li> <li>外部組織との連携等を含む開かれた研究の実践。</li> <li>所蔵資料の整理を更に進める。</li> </ul>
	達成指標	ボアソナード博士記念研究所として相応しい近代日本における法・政治制度に関する研究を深めるとともに、シンポジウムの開催や外部資料の収集および公開に努める。
	年度末報告	執行部による点検・評価
自己評価		A
理由		プロジェクトごとの研究活動の充実（研究会やシンポの開催等）という点では今年度も着実な成果を上げた。3つのシンポ等のうち2つの国際ワークショップを開催し、グローバルな活動成果といえる。
改善策	今年度質保証委員会を開催し、2019年度以降の内部質保障の体制を整えたから、今後はこれに実効性を持たせ、本研究所の活動の質向上を図る必要がある。	
No	評価基準	社会連携・社会貢献
2	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>叢書等の刊行物の定期的刊行</li> <li>公開セミナーやシンポジウムの実施</li> <li>所蔵図書・資料の公開の促進</li> </ul>
	年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>叢書の刊行</li> <li>公開研究会・シンポジウム等の開催回数の確保</li> <li>所蔵図書の充実・資料整理の充実。</li> <li>所蔵文庫・資料の公開の促進。</li> </ul>
	達成指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>叢書3冊刊行。</li> <li>公開研究会・シンポジウム3回から4回開催</li> <li>資料整理のための専門的な人員の確保</li> <li>外部から寄託される貴重な資料の整理・保管体制の整備</li> </ul>
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価
自己評価		B
理由		叢書の刊行については、当初の3冊刊行の計画であったが、1冊しか実行することができなかったが、三大学連携「ボアソナードとその教え子たち」の記念特別展示に協力して貴重な資料を提供した。
改善策	叢書刊行については、当初計画通り刊行できるようにプロジェクト毎の進捗状況等の管理体制を研究所として整備していく必要がある。	
<p><b>【重点目標】</b></p> <p>&lt;重点目標&gt;</p> <p>質保証委員会の活動を本格的に行う</p> <p>&lt;目標を達成するための施策等&gt;質保証委員会を本格的に活動させるうえで、まず、他の本学研究所の質保証活動の実情を調査し、その最も効果的な点検手法を学習する。そのうえで、本研究所における質保証の評価基準やそのチェック方法を検討して質保証のための自己点検作業を実施する。</p>		
<p><b>【年度目標達成状況総括】</b></p> <p>年度目標の達成状況の総括</p> <p>各年度のプロジェクトを中心とした本研究所の活動目標は、シンポジウム等の開催など着実に実行されているといえる。しかし、各プロジェクトの活動成果ともいえる叢書の刊行が計画通りに実行されなかった点については、大いに</p>		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

反省すべきである。今後は、今年度から稼働した質保証委員会を中心に、本研究所の全体の運営ととくに各プロジェクトの活動状況はモニタリングし、年度末の叢書刊行が確実になされるような体制の整備を図っていく必要がある。

#### 【2018年度目標の達成状況に関する大学評価】

研究活動の年度目標についてはほぼ達成されていると評価できるが、改善策にもあるように、貴研究所の活動の質向上を図るため、質保証委員会の適切な活動が期待される。

なお、社会連携・社会貢献に関する目標については、当初予定していた3冊の叢書の刊行が1冊にとどまったことから、自ら改善策として記述されているとおり、研究所としてプロジェクトの進捗状況を管理する体制を構築することが期待される。

#### IV 2019年度中期・年度目標

No	評価基準	研究活動
1	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>法学・政治学・国際政治学の分野におけるプロジェクト・ベースの高度な研究の推進</li> <li>ボアソナード博士記念研究所として相応しい近代日本における法・政治制度に関する研究の実施</li> </ul>
	年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトごとの研究活動の着実な実施</li> <li>外部研究者との連携等を含む開かれた研究の実践</li> <li>各種資料等の収集・分析（特にボアソナード博士関連の資料）</li> </ul>
	達成指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>各プロジェクトにおける研究活動の実施</li> <li>各種資料等の収集・分析作業の実施</li> </ul>
No	評価基準	社会連携・社会貢献
2	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の公開</li> <li>所蔵資料等の公開</li> </ul>
	年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究書の刊行</li> <li>公開研究会・シンポジウム等の開催</li> <li>所蔵資料等の整理・公開</li> </ul>
	達成指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究叢書を2冊刊行</li> <li>公開研究会・シンポジウムを2回程度開催</li> <li>所蔵資料等の整理・公開作業の実施</li> </ul>

#### 【重点目標】

<重点目標>

質保証委員会の活動を開始し、その成果を活かすプロセスを作り上げる。

<目標を達成するための施策等>

質保証委員会を開催して点検作業を実施し、今後取り組むべき課題などを所長に提出する。所長は質保証委員会の提言を受けて、要すれば対応策を検討し、必要に応じて運営委員会に諮る。

#### 【2019年度中期・年度目標に関する大学評価】

現代法研究所の2019年度中期・年度目標は、具体的な目標と達成指標が記述されており、評価できる。これらのうち、研究叢書2冊の発行及び公開研究会・シンポジウムを2回開催するという目標は非常に高い目標であり、プロジェクトの進捗状況の管理体制を充実させることで、是非とも実現していただきたい。また、地道な作業ではあるが、所蔵資料の整理・公開も、伝統を有する法政大学が担う重要な使命であることから、着実に実施していただきたい。

#### 【大学評価総評】

ボアソナード記念現代法研究所が、複数の研究領域におけるプロジェクトを遂行し、継続的に法政大学現代法研究所叢書をはじめ多くの業績を公表していることは、高く評価できる。8つのプロジェクトが運営され、3つのシンポジウムを実施したことは、対外的にも誇れる成果であると言うことができよう。さらに、科研費を積極的に獲得している実績も、素晴らしい。また、所蔵資料の整理・公開も、着実に行われていると考えられる。

また、昨年度の指摘を反映して、質保証委員が選出され、研究所としての具体的な目標等が整備されたことは、大きな

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

進歩であると評価することができる。このうち、質保証委員会の活動が計画よりも約 2 年間遅れたことは残念であるものの、体制が整備されたことを受け、今後は、このような制度的運営を着実に実行して頂きたい。優れた研究者の集団が、適切なプロジェクト進捗管理体制の下で研究を遂行すれば、より着実な成果を生み出すことができると期待している。

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。